（日本工業規格A列4番）

様式５

　　２０２４年　　月　　日

（公社）静岡県栄養士会

選挙管理委員長

奈良　和幸　様

　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

確　認　書

私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する（平成18年法律第49号。以下「認定法」という）第6条第1号ロからニまでに規定するすべての欠格事由に該当しません。

以　上

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という）第6条第1号ロからニまでに規定するすべての欠格事由

（欠格事由）

第６条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益法人が第29条第１項又は第２項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの

ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）の規定（同法第32条の３第７項及び第32条の11第1項 の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の２第１項、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第１条、第２条若しくは第３条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（第６号において「暴力団員等」という。）